

企業・事業所の皆さまへ

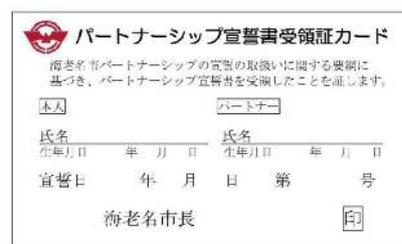
海老名市パートナーシップ宣誓制度

ご協力・ご賛同をお願いします

海老名市は、人権を尊重し、差別や偏見のない誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、令和4年4月から「海老名市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。事業者の皆様におかれましては、市民から宣誓書受領証や受領証カードを提示された場合、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いへのご協力・ご賛同をお願いいたします。

パートナーシップ制度とは？

性的少数者や同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓したことに対し、市が宣誓の事実を証明し、①パートナーシップ宣誓書受領証および②宣誓書受領証カードを交付するものです。対象は市内在住の18歳以上の方です。



①パートナーシップ宣誓書受領証 ②パートナーシップ宣誓書受領証カード

皆様をお願いしたいこと

この制度は法的な効力や強制力を有するものではありませんが、市民から①パートナーシップ宣誓書受領証または②宣誓書受領証カードを提示された場合、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いのご検討をお願いいたします。

【対象となる取扱いの例】

- ・ 職場における結婚に準じた福利厚生（祝金・休暇など）
- ・ 商業施設や事業所での家族向けサービス など

取扱いをされた企業・事業所におかれましては、海老名市 市民相談課
(☎ 046-235-4568) へお知らせください。



えび～にゃ



問い合わせ 海老名市 市民相談課 (☎046-235-4568)
〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
◀くわしくは市ホームページをご確認ください。

